

(軌 道)

年 度	昭 和 28	29	30
項 目			
旅客輸送人員(千人)	30,245	30,132	30,908
人 キ ロ (千)	95,967	129,568	107,529
貨物輸送トン数(千t)	65	62	74
ト ン キ ロ (千)	224	205	224
旅 客 収 入 (千円)	240,315	241,380	268,009
貨 物 収 入 (〃)	9,202	9,556	11,492
運 輸 雑 収 (〃)	2,684	2,639	2,478
収 入 合 計 (〃)	252,201	253,575	281,979
営 業 費 (〃)	224,239	236,576	249,970
営 業 利 益 (〃)	27,962	169,999	32,009
営 業 係 数 (%)	89	93	84

5 沿線の観光地 兼六園（金沢市内軌道公園前）、鶴仙溪、山中温泉（山中駅）、片山津温泉（片山津駅）、粟津温泉（粟津温泉駅）、那谷寺（那谷寺駅）、能登金剛（三明駅）。（越前野福次）

ほくりくほんせん 北陸本線 東海道本線米原駅から北進して敦賀に至り、ここから日本海にそって東北に進み、福井、金沢、高岡、富山を経て、親不知を過ぎて信越本線直江津駅に至る363.8kmの線。ほかに敦賀・敦賀港間2.7kmの貨物支線を含む。線路等級は米原・敦賀間甲線、敦賀・直江津間は乙線である。

明治17・4米原から敦賀、金沢、富山を経て直江津に至る鉄道として、長浜・敦賀間が開通、つづいて明治20・1米原・長浜間等と部分的に建設され、大正4・4米原・直江津間全通北陸本線と命名された。なお、木ノ本・近江塩津・敦賀間は裏縦貫線の輸送力増強の目的をもって新たに建設、昭和32・10・1開通、この新線を北陸本線に編入し、旧木ノ本・柳ヶ瀬・敦賀間は柳ヶ瀬線となった。この線は信越線直江津・新津間、羽越線および奥羽線秋田・青森間と結んで真日本を縦走し、いわゆる裏縦貫線をなしており、東北、北海道と関西以西との間の輸送上の使命が大きく現在米原方から電化工事も進められており、木ノ本・敦賀間の新線開通と同時に田村・敦賀間は交流電気機関車による電気運転が開始された。（森 徳寿）

ほけんかんりしょ 保健管理所 鉄道管理局の付属機関。職員の結核予防を専門に担当する国鉄直営の医療機関の1つである。すなわち採用時の身体検査、健康診断、ツベルクリン追及検査、BCG接種その他結核に関する検診および予防業務のすべてを受け持っている。東京、大阪および門司の3地区に設置され、本所のほか東京に3箇所、大阪に3箇所、門司に2箇所の支所が主要な鉄道病院、鉄道診療所などに設置されている。また現場への出張検診用としてX線自動車も備え、その効果をあげている。所長、支所長、副長、予防主任、医員、看護婦、レントゲン技士および事務掛が置かれ、また必要により副院長、看護婦長および助手が置かれている。これらの職員数は、約150人である。保健管理所の所長は所在の第1種鉄道病院の院長があたり、副長はその病院の呼吸器科部長を兼ねることになっている。また支所長は、所在の鉄道病院または鉄道診療所長があたることになっている。（宮坂正直）

ほけんしどうしょ 保健指導所 国鉄では職員の結核予防対策として、健康診断の結果を第1種から第5種までの管理種別に分けて、それぞれの被管理者に対する事後管理を実施し、発病の防止と療養の指導に努めているが、発病防止措置の1として、定期健康診断または追及検査によって発見されたツベルクリン反応陽性転化直後の者について、結核に関する正しい知識

を与えるとともに、保健生活の具体的な指導を行い、各人の注意と努力によって発病防止の効果をあげさせるよう保健指導を行っている。保健指導は1回4日間50人を単位として一定の場所に収容の上、専門医師・看護婦および指導員によって行われるが、この実施施設として各地に保健指導所を設置している。現在27鉄道管理局を通じて23箇所に設置されているが、保健指導を実施していない時期には一般の職員および家族も、この施設を利用できるようになっている。（松村 孝）

ほごぐ 保護具 電気絶縁用のゴム手袋あるいは溶接用の遮（しゃ）光眼鏡等のように、危険有害業務に従事する労働者の傷害を防止するために使用させるものである。国鉄では昭和26・7に制定した「保護具整備要領」にもとづいて保護具の整備に努めている。

1 保護具の貸与または共用について業務別・作業別および業務機関別にその基準を定めるとともに、耐用期限についても基準を定めている。

2 使用する保護具は、労働安全衛生規則第183条の2の規定により、労働衛生保護具検定規則に合格したもの、または厚生局長の指定したものにきがる。

3 所属長は勤務箇所長に保護具の備付明細表を作成させ、常に整備状況を明かにする。

4 所属安全管理者および衛生管理者には、常に保護具の点検整備と使用上の指導啓もうを行わせ、同時に貸与または共用させる作業範囲、品質形状および基準期限の適否等を調査させる。（松村 孝）

ほごけいでんき 保護継電器（英）protective relay 発電機・変圧器・電動機等の電力機器、送電線路、配電線路、き電線路等に故障発生の場合、確実に動作して機器類の損傷の程度を軽減し、あるいは故障発生区間を選択遮断して、停電区間を最小限度に止める等送電・配電・き電の継続を確保する重大な使命をもつ一種の電気保安装置である。

1 交流電流継電器

(1) 過電流継電器 構造上ブランジャー型と誘導型に大別され、通常計器用変流器の2次側に接続して使用し、ある一定以上の過大電流が流れたときに動作し送電線路、配電線路、電動機等に広く利用される。動作電流値、動作時限（動作する時間）は任意に選択できるように広い調整範囲をもっている。

(2) 不足電流継電器 構造は過電流継電器と大体同様で、ある一定以下に電流が減少した場合に動作する。

(3) 差動電流継電器 2つの電流要素の組合わせからなっているもので、2つの電流が平衡している場合は常態であって、何かの原因で一方の電流が増減した場合、すなわち平衡が破れた場合、その差異によって動作する継電器で、構造上磁気平衡式と電流平衡式がある。後者は比率差動継電器とも呼び、いずれも発電機・変圧器・送電線路等に利用される。

2 交流電圧継電器

(1) 過電圧継電器 交流過電流継電器と構造および原理は同様で、ただ電流コイルを電圧コイルに置き替えたものである。電圧が規定値以上に上昇した場合機器を保護するために利用され、動作電圧値、時限は適当に加減できる。

(2) 不足電圧継電器 過電圧継電器と同様の構造・原理で電圧が規定値以下に降下した場合動作するもので動作電圧値、時限は適当に加減できる。

3 交流電力継電器

(1) 誘導型電力方向継電器 電圧および電流コイルを有し、電力の方向によって選択遮（しゃ）断を行う継電器で、電力の大